

留守家庭児童育成会運営助成要綱（R03.04.01 改正後全文）

（通則）

第1 留守家庭児童育成会に対し交付する運営助成金（以下「助成金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（趣旨）

第2 この要綱は、留守家庭児童の健全な育成を図るため、助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第3 この要綱において「留守家庭児童」とは、市内に住所を有するものであって、次に掲げる要件を備えていると認められたものをいう。

- (1) 市内の小学校の第 1 学年から第 6 学年までに在学する児童及び特別支援学校の小学部に在学する児童。
 - (2) 下校後帰宅しても両親など保護者が就労等により、長期にわたり不在のため適切な監護が受けられないこと。
 - (3) その者が在学する学校長の証明を受けている児童
- 2 この要綱において「障害児」とは、留守家庭児童育成会（以下「育成会」という。）を日々利用できる児童で、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。
- (1) 身体障害者手帳を所持する児童
 - (2) 愛護手帳を所持する児童
 - (3) 特別児童扶養手当の受給対象児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む）
 - (4) 医師、児童相談所又は地域療育センター等から、前各号と同等の障害を有すると認められた児童、又は発達障害を有し留守家庭児童育成会において障害に応じた援助が必要であると認められた児童
- 3 この要綱において、育成会とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者であって、地域において留守家庭児童の健全育成事業を行う社会福祉法人その他の団体（政治活動、宗教活動及び営利事業を行う団体や名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 2 条第 2 号に規程する暴力団員と密接な関係を有する団体を除く。）で、本市の登録を受けているものをいう。
- 4 この要綱において「ひとり親世帯」とは、育成会に留守家庭児童を利用させている世帯で、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
- (1) 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯
 - (2) 名古屋市ひとり親家庭手当を受けている世帯
 - (3) 児童扶養手当を受けている世帯
 - (4) その他市長が必要と認めた世帯
- 5 この要綱において、「児童の数」とは、当該年度において新規に育成会に入会申込みをしたときの留守家庭児童全員の利用を希望する日数から算定された数をいう。
- 6 この要綱において、「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいう。
- 7 この要綱において、「支援の単位」とは、育成会における支援であって、その提供が同時に一又は複数の当該育成会を利用する留守家庭児童に対して一体的に行われる集団の

規模をいう。

- 8 この要綱において、「医療的ケア児」とは、育成会を日々利用できる児童で、医師の診断等により、日常的にたん吸引、経管栄養、導尿又は酸素吸入のいずれかの対応（比較的短時間で処置を完了するものに限る。）を要する状態にあると認められた児童をいう。
- 9 この要綱において、「看護職員等」とは、保健師助産師看護師法に規定する、保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。

（育成会の登録要件）

第4 運営の原則

- (1) 育成会は、地域の理解と協力を得て運営されていること。
 - (2) 育成会は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「省令」という。）及び名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 60 号。以下「条例」という。）を遵守して運営されていること。
- #### 2 育成会の運営主体
- 育成会は、次に掲げる要件を備えた運営委員会（以下「委員会」という。）により運営されていること。
- (1) 組織
 - ア 運営委員（以下「委員」という。）は、5 人以上であること。
 - イ 委員にはその地域の児童委員が 1 人以上含まれていること。
 - ウ その地域の児童委員、区政協力委員、PTA の役員及び子ども会育成会会長が委員の過半数を占めていること。
 - (2) 業務

委員会は、育成会の適正な運営を図るため次の業務を行う。

 - ア 事業計画に関すること。
 - イ 予算及び決算に関すること。
 - ウ 指導員の委嘱解嘱に関すること。
 - エ 留守家庭児童の入退所に関すること。
 - オ 学校等関係機関との連絡調整に関すること。
 - カ その他育成会の運営に関すること。
- #### 3 児童数
- 育成会における留守家庭児童は、10 人以上おおむね 40 人までであること。
- #### 4 指導日
- 指導日は原則として、日曜、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始を除く毎日であること。ただし、臨時の休業日を定めることができること。
- #### 5 指導時間
- 指導時間（開所時間。以下同じ。）は、1 日平均 3 時間以上とすること。ただし、学校の長期休業期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として 1 日 8 時間以上とすること。
- #### 6 指導員
- (1) 指導員は、省令第 10 条第 3 項に規定する放課後児童支援員とする。
 - (2) 指導員は、指導時間を通じて常時 2 名以上配置すること。なお、そのうち 1 名を除き、省令第 10 条第 2 項に規定する補助員をもってこれに代えることができる。
- #### 7 指導室
- (1) 公共的施設又はこれに準ずる施設であって、継続して使用できること。

- (2) 面積は、26.5 m²以上であること、かつ、児童の数1人あたりおおむね1.65 m²以上の専用区画を有するものであること。
- (3) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第1号の規定に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）」に基づく建築物であること。
- (4) 黒板、机、椅子、図書、遊具等を備えてあること。
- (5) 救急薬品を備えてあること。

（登録手続）

- 第5 育成会の登録を受けようとするものは、委員の構成、使用施設、留守家庭児童数等が予定された段階で、留守家庭児童育成会登録事前協議書（第1号様式。以下「事前協議書」という。）を登録を受けようとする育成会の所在地を所管区域とする社会福祉事務所の長（以下「事務所長」という。）を経由して市長に提出しなければならない。
- 2 事務所長は前項により事前協議書が提出された場合、その所在地を所管区域とする民生委員協議会及び小学校長の意見を付して市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は前項により事前協議書の提出があった場合、その内容を調査し、第4に定める登録要件を備えていると認めるときは、留守家庭児童育成会登録内定通知書（第2号様式。以下「内定通知書」という。）により事務所長を経由して事前協議書を提出したものに通知するものとする。

- 第6 第5の規定により内定通知書を交付されたものが育成会の登録を受けようとするときは、留守家庭児童育成会登録申請書（第3号様式。以下「登録申請書」という。）を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請に基づき、その内容を調査し、第4に定める要件を備えていると認めるときは育成会として登録し、その旨を当該申請をしたものに、留守家庭児童育成会登録通知書（第4号様式）により通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の申請をしたものについて第4に定める要件を欠いていると認めるときは、その旨を当該申請したものに通知するものとする。

（登録事項変更届）

- 第7 育成会は、解散したとき又は第6に定める登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、留守家庭児童育成会解散変更届（第5号様式）を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

- 第8 市長は、育成会が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を廃止することができる。
- (1) 第4に定める登録要件を欠くにいたったとき。
 - (2) この要綱に定める届出を怠り、又は法第34条の8の3に規定する検査等を拒んだとき。
 - (3) 市長が育成会として適当でないと認めるとき。

（助成金の額）

- 第9 助成金の基本額については、別表1に定める児童の数による基準額に、別表2に定め

る土曜開所加算額並びに長時間開所加算額の合算額とする。

2 前項以外の助成金については、次の各号に定めるものとし、当該各号に定める助成金の額は、別表3の助成金の内容欄に定める額とする。

- (1) 指導室使用料加算
- (2) 障害児受入推進助成
- (3) ひとり親家庭減免助成
- (4) 専用室障害児受入促進助成
- (5) 常勤職員配置等助成
- (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業助成
- (7) 送迎支援助成
- (8) 設置促進助成
- (9) 長期休業期間受入支援助成
- (10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業助成
- (11) 事務負担軽減助成
- (12) 環境改善事業助成
- (13) 移転関連費用助成

(助成金の使途)

第10 助成金は、この要綱及び省令、条例、「放課後児童クラブ運営指針について」(平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて留守家庭児童の健全な育成を図るための経費にあてなければならない。

(交付基準)

第11 助成金は月を単位として交付する。ただし第9 第2項第3号から第13号までに規定する助成金についてはこの限りでない。

2 助成金は支援の単位ごとに交付する。ただし、第9 第2項第1号のうち、省令第9条第2項に定める基準を満たしていない育成会に対する助成金、第4号、第8号及び第9号に規定する助成金については育成会ごとに交付する。

3 第9 第2項第9号に規定する長期休業期間のみ設ける支援の単位については、第9 第1項並びに第2項第2号、第3号、第5号から第7号まで、及び第10号から第13号までに規定する助成金を交付しない。

4 第9 第2項第12号に規定する助成金は、育成会ごとに交付する。ただし、留守家庭児童育成会における支援の単位に関する要綱(以下「支援の単位要綱」という。)により複数の支援の単位の設置の決定を受けたときのみ、新規の支援の単位に助成金を交付する。

5 育成会が月の途中で登録を受けたとき又は支援の単位要綱により月の途中で複数の支援の単位の設置の決定を受けたときは、登録又は決定を受けた日の属する月の翌月から助成金を交付する。

6 育成会が、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由が発生した日の属する月分まで助成金を交付するものとし、当該月の翌月分以降の助成金は交付しない。

- (1) 第8の定めにより該当し登録の廃止があったとき。
- (2) 育成会が助成金を受けることを辞退したとき。

7 支援の単位要綱により決定された複数の支援の単位が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援の単位に対する助成金は、その事由が発生した日の属する月分まで交付するものとし、当該月の翌月分以降は交付しない。

- (1) 支援の単位要綱第5条第1項の定めにより複数の支援の単位の設置を廃止されたとき

き。

(2) 育成会が複数の支援の単位の助成金を受けることを辞退したとき。

8 市長は、育成会が次の各号のいずれかに該当するときは、第9の規定に関わらず、助成金の一部を減額して交付することができる。

(1) 育成会の運営実績から、市長が必要であると認めたとき。

(2) 育成会が減額して申請したとき。

(3) 同一年度内の助成金のうち、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することとなるものがあるとき。

(申請手続等)

第12 育成会は、第9 第1項並びに第2項第1号及び第2号に規定する助成金の交付を受けようとするときは、毎年4月7日(第6 第2項の規定により新たに登録を受けた育成会にあつては登録通知書を受けた日から7日以内)までに当該年度末までの分を、同項第3号、第5号、第6号及び第9号に規定する助成金については当該月の7日までに、同項第4号、第8号、第12号及び第13号に規定する助成金については改修工事や備品購入及び移転等にかかる経費の見積を取った日から30日以内(当該年度末にあつては1月31日)までに、同項第7号、第10号及び第11号に規定する助成金については、毎年3月7日までに、留守家庭児童育成会助成金交付申請書(第6号様式。以下「交付申請書」という。)を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、第9 第1項並びに第2項第1号及び第2号の額については、当該年度末までの分の申請に代えて、月単位で助成金を申請することができる。この場合において、当該月分の助成金については、当該月の7日までに申請しなければならない。

2 育成会は、第9 第2項に規定する加算を受けようとするときは、それぞれ別表3に定める書類を前項の交付申請書に添付しなければならない。ただし、育成会又は第5の規定により内定通知書を交付されたものが、第9 第2項第8号の助成を受けようとするときは、あらかじめ市長が別に定める方法により事務所長を経由して事前協議を行わなければならない。また、第9 第2項第1号に規定する加算を受けた育成会は、当該年度分の指導室使用料の支払いを証する書類を当該事業年度の翌年度の4月30日までに事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

3 年度の中途において第9 第1項並びに第2項第1号及び第2号の額に変更する事由が生じたときは、育成会は、留守家庭児童育成会助成金変更申請書(第6号様式。以下「変更申請書」という。)を事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

4 市長は、助成金の交付額を決定したとき又は変更したときは、留守家庭児童育成会助成金交付変更決定通知書(第8号様式)により、又は市長が交付を不相当と決定したときは、留守家庭児童育成会助成金交付不承認決定通知書(第8号様式の2)により、それぞれ当該申請のあった育成会に通知するものとする。

5 前項の交付決定を受けた育成会は、事務所長を経由して市長に請求書(第8号様式の3)を提出することにより助成金を請求するものとする。ただし、第9 第2項第4号、第8号、第12号及び第13号に規定する助成金を請求する場合においては、改修工事や備品購入及び移転等が完了したことを証する書類及び当該経費の支払いを証する書類を添付しなければならない。

6 市長は、前項の請求書(第9 第2項第4号、第8号、第12号及び第13号に規定する助成金を請求する場合の添付書類を含む。)が提出されたときは、当該申請者に交付すべき内容を調査したうえ、速やかに助成金を交付するものとする。

7 規則第8条第1項の規定に基づく申請の取下げは、第4項の規定による通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を事務所長を経由して市長に提出しなけ

ればならない。ただし、助成金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

(備付帳簿)

第 13 助成金の交付を受けた育成会は、次の帳簿を備えるものとし、助成を受けた年度の終了後、5年間保存するものとする。

運営委員会会議録、指導日誌、指導員履歴カード、指導員給与支払簿、児童出席簿、児童入会に係る書類、経理帳簿、その他市長が指定する書類

2 社会福祉事務所及び本庁主管課は、育成会登録台帳（第 9 号様式）を備えるものとする。

(決定の取消し)

第 14 市長は、育成会が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 執行状況が適当でないと認められたとき。
- (3) 不正の手段をもって助成金の交付を受けたとき。

2 市長は、支援の単位要綱第 6 条第 1 項の定めに該当し複数の支援の単位の設置を取消されたときは、当該支援の単位の助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 市長は、前 2 項のいずれかに該当する場合で、同一年度内の助成金のうち、第 12 第 4 項の規定による交付額の決定がされていないものがある場合には、その取り消された金額に相当する額を差し引いて、交付額を決定することができる。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の取消しがあったときは、留守家庭児童育成会助成金（取消し・一部取消し）決定通知書（第 8 号様式の 4）により、当該申請のあった育成会に通知するものとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は助成金の交付を行った後においても適用があるものとする。

(報告等)

第 15 育成会は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める期日までに事務所長を経由して市長に提出しなければならない。

- (1) 運営委員名簿（第 3 号様式の 2） 当該事業年度の 4 月 7 日
- (2) 指導員名簿（第 10 号様式） 当該事業年度の 4 月 7 日
- (3) 月の初日現在における在籍児童名簿（第 11 号様式） 当該月の 7 日
- (4) 児童出席簿（第 12 号様式） 翌月の 7 日
- (5) 事業計画書（第 13 号様式）及び予算書（第 14 号様式）
当該事業年度の 4 月 7 日
- (6) 事業実績報告書（第 15 号様式）及び決算書（第 16 号様式）
事業年度の翌年度 4 月 30 日（事業廃止の場合は、事業廃止後 30 日以内）

2 二以上の支援の単位を置く育成会にあっては、前項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類は、支援の単位ごとに提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、育成会の事業内容を調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 16 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 市長が昭和 47 年 6 月 1 日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っているとする団体が、施行の日から昭和 47 年 10 月 31 日までの間に登録申請をしようとするときの第 4 の規定の適用については、第 4 の 3 のうち「15 人」とあるのは、「10 人」とし、第 4 の 7 の (2) のうち「24.75 m²」とあるのは、「16.5 m²」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 市長が昭和 47 年 6 月 1 日以降引き続き留守家庭児童の育成を行っているとする団体が、登録を受けた育成会については第 9 の 6 は適用しない。

(中略)

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 9 第 6 項から第 8 項に規定する助成について、平成 27 年度にあつては、第 12 第 1 項に規定する交付申請書の提出期日については適用せず、市長が別に指定する日とする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日において指導室を賃借しており、かつ留守家庭児童育成会耐震化促進支援補助金交付要綱第 4 条による補助対象とされた留守家庭児童育成会（以下「経過措置対象育成会」という。）が、施行日以降引き続き当該指導室を賃借している場合の第 9 第 2 項の規定の適用については、平成 28 年度に限り、同項中「3 分の 2」とあるのは「3 分の 3」とし、「50,000 円」とあるのは「57,000 円」とする。
- 3 この要綱による改正前の様式により育成会が申請する場合は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 29 年度における第 9 第 2 項第 2 号に規定する助成については、別表 3 に定める助成金の額及び第 12 第 1 項に規定する交付申請書の提出期日については適用せず、市長が別に定める。

- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式により育成会が提出した書類は、残量のある限り、必要な修正をして、それぞれ使用することができる。